

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等</p> <p>・ 特例措置の内容 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2とする</p>	
関係条文	—	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] ▲29.6 (—) (積算)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 旅客施設等を整備する民間事業者が安定的に事業を営むことができる環境を整備することにより、今後の各地におけるクルーズ船の受入施設の拡充と寄港の拡大を図り、もって観光先進国の実現、地域振興等に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）等において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図ることが位置付けられている。</p> <p>しかしながら、現状は、急増するクルーズ船の受入施設が不足しており、貨物ヤードでの旅客受入も発生していることから、今般、港湾法の一部を改正し、国が指定した港湾において、港湾管理者とクルーズ船社との間で以下の内容の協定を締結できる制度を創設したところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める ・ 船社は旅客施設を整備し、他社の使用も認める <p>クルーズ船を受け入れる旅客施設の整備にあたっては、大量のクルーズ旅客に係る手続を短時間で処理するため、CIQ（税関、出入国管理、検疫）検査場を含めた広大な面積の施設を整備する必要があり、民間企業が所有・運営する場合、その公租公課の負担は非常に大きなものとなる。</p> <p>そのため、本特例措置により、旅客施設に係る税負担を軽減することで、民間事業者の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図る。これにより、クルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港が確保され、政府目標の2020年訪日クルーズ旅客500万人の実現に加え、寄港地だけでなくその周辺の広い地域においてもクルーズ旅客による観光需要・物販需要等が創出され、地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に寄与するもの。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、<中略>官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る」ことが規定されている。</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「官民連携による国際クルーズ拠点の形成」が位置付けられている。</p> <p>○ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「クルーズ船受入の更なる拡充」が位置付けられている。</p> <p>○ 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、「世界に誇る国際クルーズの拠点形成(旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設等)」が位置付けられている。</p> <p>(国土交通省政策評価体系における位置付け) 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標：77 訪日クルーズ旅客数</p>
	政策の達成目標	平成 32 年度における訪日クルーズ旅客数を 500 万人とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間(平成 30 年度～平成 32 年度)
	同上の期間中の達成目標	訪日クルーズ旅客数 500 万人(平成 32 年)
政策目標の達成状況	平成 27 年 111.6 万人 平成 28 年 199.2 万人	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 30 年 1 件(横浜港) 平成 31 年 5 件(清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者の初期段階における税負担を軽減することで、民間事業者にとって旅客施設整備のインセンティブとなることから、我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保に繋がり、もって、地域経済の活性化に寄与するもの。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税の特例措置(取得後 5 年間 30%割増償却)の創設を要望中
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 港湾整備事業(国費 194 億円の内数)無利子貸付(埠頭整備資金貸付金)を含む 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業(国費 12 億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	役割分担は下記の通り。 ○無利子貸付：施設を整備する際の資金繰りを支援し、施設整備を促進する。 ○本特例措置：施設整備後、事業初期におけるコスト負担の軽減を図り、旅客施設の安定的な管理・維持を促進する。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、事業初期における税負担の軽減を図るものであり、経営立上げ時の支援策としては、適確かつ必要最小限である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	4-3